

介護保険法第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所 〒	事業所住所	事業所 電話	事業所 FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3770201949	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	セントケアレンタル丸亀	763-0082	香川県丸亀市土器町 東7丁目457	0877-21- 6100	0877-23- 8803	廃止	R5.4.30	セントケア四国 株式会社	香川県高松市中新町11 番地1	高橋 都子	代表取締役
3771700766	通所介護	指定通所介護事業所 大浜デイサービスセンター	769-1104	香川県三豊市詫間町 大浜甲1836番地3	0875-57- 2220	0875-57- 2221	廃止	R5.4.30	社会福祉法人 詫間福祉会	香川県三豊市詫間町詫 間7732番地60	三宅 博	理事長